

特別養護老人ホーム 三重の里

(正式入所・個室) 料金表(1ヶ月)

R6.8 改

利用者負担段階	介護度	負担割合		お部屋代	お食事代	お支払合計
第1段階 ・ 市町村民税世帯非課税の老齢福祉年金受給者 ・ 生活保護受給者 境界層該当者	1	1割		27,280	9,300	
	2	1割				
	3	1割	30,542			67,122
	4	1割	33,149			69,729
	5	1割	35,649			72,229
第2段階 ・ 市町村民税世帯非課税であって、 [合計所得金額+課税年金収入額※≤80万円/年] を満たす者 ・ 境界層該当者	1	1割		27,280	12,090	
	2	1割				
	3	1割	30,542			69,912
	4	1割	33,149			72,519
	5	1割	35,649			75,019
第3段階 ① ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	1割		42,470	20,150	
	2	1割				
	3	1割	30,542			93,162
	4	1割	33,149			95,769
	5	1割	35,649			98,269
第3段階 ② ・ 市町村民税世帯非課税であって、利用者負担第2段階該当者以外の者 ・ 市町村民税課税層における特例減額措置※の適用がある者 <small>※利用者負担第4段階は、「特定入所者介護(支援)サービス費」の支給対象外であるが、高齢夫婦世帯等で、一方が施設に入所(個室の場合。多床室は対象外)し、食費・居住費を負担した結果、在宅に残された配偶者が生計困難に陥らないよう、「特定入所者介護(支援)サービス費」の適用にあたり、利用者負担段階を変更し、利用者負担第3段階の負担限度額を適用する特例措置。</small>	1	1割		42,470	42,160	
	2	1割				
	3	1割	30,542			115,172
	4	1割	33,149			117,779
	5	1割	35,649			120,279
第4段階 ・ 本人は市町村民税非課税者だが、同じ世帯に課税者がいる者 ・ 市町村民税本人課税者	1	1割		61,070	42,780	
	2	1割				
	3	1割	30,542			134,392
	4	1割	33,149			136,999
	5	1割	35,649			139,499